

入札監理小委員会  
第405回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第405回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年4月25日（月）16:58～18:01

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 事業評価（案）の審議

○湯島地方合同庁舎（財務局）の管理・運營業務（財務省）

○法務省浦安総合センターの管理・運營業務（法務省）

3. 実施要項の変更（案）の審議

○自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東・中部・北陸信越検査部管内）

（（独）自動車技術総合機構）

4. その他

〈出席者〉

（委 員）

古笛主査、石村専門委員、石田専門委員、小松専門委員

（財務省関東財務局）

東京財務事務所総務課 平山課長、柳岡課長補佐

東京財務事務所総務課合同庁舎管理係 前原係長

総務部会計課 和泉課長補佐

総務部会計課経理係 中村係長

（法務省）

法務総合研究所総務企画部総務課 奥山課長補佐

法務総合研究所総務企画部総務課経理係 菊地係長、中野主任

（（独）自動車技術総合機構）

企画部 中谷部長

企画部企画課 山本係長

検査部施設課 松井課長

（事務局）

新田参事官、小八木参事官

○古笛主査 では、少し早目ですけれども、それでは、ただいまから第405回入札監理小委員会を開催します。

本日は、1.湯島地方合同庁舎（財務局）の管理・運營業務、2.法務省浦安総合センターの管理・運營業務の実施状況及び実施の評価（案）についての審議、3.自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東・中部・北陸信越検査部管内）の実施要項の変更（案）の審議を行います。

最初に、湯島地方合同庁舎（財務局）の管理・運營業務の実施状況及び実施の事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、財務省関東財務局東京財務事務所総務課、平山課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○平山課長 ただいまご紹介いただきました、東京財務事務所の平山と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。座ってご説明させていただきます。

お手元の資料1に基づきまして、湯島地方合同庁舎の管理・運營業務の実施状況をご説明させていただきます。まず、委託している業務の内容ですけれども、文京区湯島に所在する湯島地方合同庁舎の点検等及び保守業務、清掃等業務、警備業務でありまして、全部で15の業務になります。この業務委託契約を平成23年度から民間競争入札を導入しておりまして、平成23年度から25年度までの3年間で第1期目、それから26年度から28年度の第2期目を、現在実施しているところでございます。

第2期目の民間競争入札には3者が参加されておりまして、それぞれの民間事業者から提出された企画書について審査を行いまして、総合評価を行いました。総合評価の結果、最高得点であった現在の受託事業者を選定いたしました。第2期目は今年度で3年目を迎えておりまして、今年度末で事業が終了しようとしております。

次に、Ⅱ確保されるべき質の達成状況、管理・運營業務の実施状況及び評価について、ご説明をさせていただきます。同じく資料1の1ページの下の表をご覧くださいと思います。項目3つございますが、1つ目、環境衛生の確保につきましては、私ども、当庁舎の入居職員に対しまして、施設アンケートによる満足度調査を26年度と27年度の2回、実施しております。

調査の方法は、2ページの（1）をご覧くださいと思います。調査項目は、施設内の床、階段、トイレなどの清掃状況ですとか、それから消耗品の補充状況などにつきまして、満足、ほぼ満足、やや不満、不満と、この4段階から選んで回答するものでございます。

集計結果は（2）のとおりです。平成26年度調査におきましては、満足、及びほぼ満足と回答した4項目の平均値は95.49%、それから、27年度は同様に91.67%というふうになっております。

アンケート調査の詳細はこの資料1の後ろのほう、7ページ、8ページにつけてございますが、説明は割愛させていただきます。

1 ページ目、下の段の表に戻っていただきたいと思います。満足度の割合は、基準としている80%以上をクリアしておりますので、達成状況としては適切に業務が実施されていると評価できます。

次に、确实性の確保につきましても、同じ1 ページ目、下の段の表をご覧くださいと思います。管理・運營業務の不備に起因する業務への支障の発生回数、また、管理・運營業務の不備に起因する空調停止、停電及び断水、エレベーター停止などの発生回数により評価を行いまして、いずれも該当する事故はございませんでしたので、適切に業務が実施されていると評価できます。

3 つ目の安全性の確保につきましては、2 ページの上の表をご覧くださいと思います。管理・運營業務の不備に起因する施設利用者のけがの回数により評価を行いまして、該当する事実はございませんでしたので、適切に業務が実施されていると評価できます。

次に、2 ページの下、2. 管理・運營業務の実施状況及び評価についてでございます。2 ページから3 ページにかけて、15業務の実施すべき内容に対しまして、それぞれ仕様書どおりに履行されていることから、適切に業務が実施されていると評価できます。

次に、4 ページの中ほどをご覧くださいと思います。Ⅲ実施経費の状況及び評価についてご説明させていただきます。1. 実施経費の状況につきましては、民間競争入札実施前を従前の経費といたしまして、これと民間競争入札実施後の経費を比較いたしました。比較に当たりまして、まず実額ベースでの経費の単純比較をしたものと、それから特定要因により拡充した業務がありますので、その拡充した経費分を除いて条件をそろえまして、比較したものを順にご説明させていただきます。

まず、単純比較のほうですけれども、恐れ入ります、9 ページの別紙2 をご覧くださいと思います。横長の表になります。表の左から右に、従前の経費、民間競争入札実施後の経費、1 期目、2 期目、それから経費の比較というふうに並べてございます。単純比較に当たりまして、一番下の②というところで単価契約部分、廃棄物処理業務というのがございますが、こちら、文字通り単価契約をしております、各年度の排出量による影響が大きいことから、①の定額により定める部分について比較をしております。入札実施後の第1 期目の経費、3 カ年平均、(B)2,850万9,000円、これは従前の経費の3 カ年平均(A)3,128万3,000円と比べまして、277万4,000円減少しております。また、同様に、第2 期目の経費の2 カ年平均(C)3,681万5,000円と、それから従前の経費の3 カ年平均(A)とを比較いたしますと、第2 期目の経費の平均は従前の経費に比べまして、553万2,000円増加しております。

次に、特定要因により拡充した業務と、その拡充分の経費についてですけれども、恐れ入ります、また4 ページにお戻りいただきたいと思います。4 ページでご説明させていただきます。中ほどの(2) 特定要因により拡充した業務と、それに起因する増加相当額の算出というところをご覧くださいと思います。平成25年度から文化庁国立近現代建築資料館が開館したことに伴いまして、警備業務の仕様変更を行っております。建築資料館

の開館中、警備員を2名増員して警備体制を拡充しております。

この警備員2名増員分の費用については、建築資料館開館初年度の平成25年度においては、民間競争入札第1期目とは別で契約しているため、経費には含まれておりません。一方で、平成26年度からは、この警備体制の拡充分を民間競争入札に含めて契約しております。したがって、第2期目の経費と従前の経費の比較に当たりましては、同警備体制の拡充分を第2期目の経費から控除する必要がございます。

しかしながら、民間競争入札の契約額は管理・運営業務の総額で契約しておりますので、第2期目の経費のうち、警備体制拡充分の金額を特定することができません。このため、第2期目における警備体制拡充に起因した増加相当額につきましては、4ページの下を表になりますけれども、平成25年度の1日当たりの単価を用いまして、2名増員分の日数を掛けまして、拡充による増加額を575万円と算出をいたしました。

この増加分を第2期目の経費から控除して、条件をそろえて比較したものが別紙3になります。恐れ入ります、10ページ目の別紙3をご覧くださいと思います。第2期目の2カ年平均(C)の列を縦にご覧いただきたいと思います。定額により定める部分というのが3,681万5,000円、これから警備体制の拡充分に係る増加相当額575万円を控除した結果が、一番下の(ウ)の警備体制の拡充による増加相当額控除後、3,106万5,000円になります。この控除後の金額で比較いたしますと、2期目の経費は従前の経費と比べて21万8,000円減少しております。削減率で見ますと、一番右側の下のところですが、従前の経費の削減率は0.70%となっております。

以上のことから、特殊要因を勘案し、総合的に評価すれば、民間競争入札実施による経費削減効果があったというふうに評価できます。

次に、恐れ入ります。また5ページのほう、お戻りいただきたいと思います。IV民間業者からの改善提案による改善実施事項等についてでございます。民間業者からの提案では、小規模修繕を実施することとなっております。専門知識のある者であれば直ちに対応することができる程度の修繕を実施しております。設備に不具合があった際には、徒歩10分圏内のところにおりますので、そこから駆けつけていただいて、応急対応の実施ですとか、どの程度の修繕が必要になるかをすぐに判断することで、施設の安全性の維持や効率的、効果的な施設管理に大きく寄与していただいており、評価できます。

最後に、事業の評価のまとめと、今後の事業についてでございます。5ページの下V、評価のまとめをご覧くださいと思います。「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく5つの基準に照らしまして確認した結果は、この①から次のページにわたりまして⑤まで記載しておりますとおり、全て基準を満たしていると評価できることから、6ページのVI、今後の事業の部分になりますけれども、今後は市場化テストを終了し、当事務所の責任において行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省よりご説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、事務局から、湯島地方合同庁舎の管理・運營業務の評価（案）についてご説明申し上げます。資料Aに基づきましてご説明させていただければと思います。

まず、事業の概要についてでございますけれども、基本的には先ほどご説明がございましたので、省略させていただきたいと思っております。入札の状況につきましては、今回3者の応札がございました。そのうち、予定価格の範囲内だった2者に対する総合評価によりまして、アラコム株式会社を代表企業とするグループが落札いたしました。

次に、Ⅱの評価でございます。財務省から提出されました平成26年4月から平成27年12月までの実施状況報告に基づきまして、サービスの質の確保や実施経費等の観点から評価を行うこととしております。確保されるべき公共サービスの質につきましては、衛生環境の確保に関しまして、施設利用職員に対して満足度アンケートを実施いたしましたが、満足度は平成26年度、平成27年度ともに目標を大幅に超えて達成しております。

また、2ページ目をおめくりいただきまして、確実性の確保、安全性の確保に関しましても、業務に支障を来すような不備や施設利用者のけがはございませんでしたので、いずれも確保すべき質は達成されております。

それから、民間事業者からの改善提案によりまして、サービスの質の向上が図られたということを確認しております。

次に、2ページ目の中ほどにございます実施経費でございますけれども、単純に市場化実施前の従前経費と今期の実施経費を比較いたしますと、553万円、率にして17.7%経費が増加しております。この経費増加の主な原因でございますけれども、平成25年度に文化庁の国立近現代建築資料館の開館に伴いまして、警備体制の拡充のために資料館の警備員を2名増員したことによるものでございます。この警備体制拡充に伴う経費は従前経費には含まれておりませんでしたので、実施経費からこの警備体制拡充に伴う経費を控除したものと従前経費とを比較いたしますと、21万8,000円、率にして0.7%削減されておりますので、わずかではございますが経費削減が図れたということでございます。

次に、おめくりいただきまして3ページ目の評価のまとめでございます。平成26年度、27年度ともに、全ての目標を達成していること、民間事業者には創意工夫が発揮されているということ、実施経費についても、わずかではございますが削減されていることを確認しておりますので、公共サービスの質の維持向上、経費削減のいずれも達成されたものと評価しております。

最後に、今後の方針でございますけれども、本事業の市場化テスト、2期目でございますけれども、今期の実施状況につきましては、法令違反等がなかった点、外部有識者による実施状況のチェックを受ける体制構築が予定されている点、入札において3者の応札がございましたので、競争性が確保されている点、確保されるべき公共サービスの質につい

て、全ての目標を達成している点、経費の削減についても、警備体制の拡充に伴う経費を実施経費から控除した結果、実施経費から0.7%削減されていたという点について確認しております。

以上のことから、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス、及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○石田専門委員 資料1の10ページ目（別紙3）ですが、新たな警備体制を除けば3,100万ということで、市場化テスト実施前よりも微減ですけれども、1期目と2期目を比べると、2期目、9%増になっていますね。これは、具体的にどういう理由でしょうか。もともとの入札価格が高かったということですか。

○柳岡課長補佐 よろしいでしょうか。課長補佐の柳岡と申します。細かい内訳は出ていないんですけれども、主に警備費の増加によって1期目と2期目に差が出ていると考えております。増加の要因というのは、労務単価の上昇と考えております。

○石田専門委員 単純に時間が経って人件費が市場的に上がったということですか。仕様書が変わったということではなくて。

○柳岡課長補佐 仕様書の内容を変更したということはないので、人件費が上がったと考えております。

○石田専門委員 人件費が時間とともに上がったからということですか。

○柳岡課長補佐 はい、そのようにご理解いただければと思います。

○石田専門委員 はい、わかりました。

○古笛主査 9%経費が？

○石田専門委員 1期目と2期目だと、9%、ここここが。

○古笛主査 ということでということですか。なるほど。

そのほか、ございませんでしょうか。

○小松専門委員 アンケートですけれども、割合からすれば問題はないんですけれども、8ページの表を見ると、不満と答えている方が一、二名いらっしゃるんですね。これは理由か何かは、特に聞いてはおられないですか。

○前原係長 それでは、お答えさせていただきます。理由につきまして聴取はしているところで、今回は添付しておりませんが、アンケートでいただいたご意見を踏まえつつ、清掃業者にはその結果を都度伝えて、その都度改善を図っております。

○小松専門委員 特に重大な理由ということではないですね。

○前原係長 そうですね、内容的に見ても、不適切と考えられるような重大な理由ではな

かったので、今回実施状況報告としては適切と判断させていただきました。

○小松専門委員 はい、わかりました。

○古笛主査 よろしいですか。

○石村専門委員 9ページの表で、これは今回評価ということなんですけれども、先ほど警備費については、基本、市場化テスト以前の金額、単価を参考にして逆算して、それをもとにして500万円ですという算定で、実質的にはこれが一番大きな増加要因になったというお話だったんですけれども。今後、やっぱり第三者委員会みたいな形で評価されると思うんですけれども、その中で、これも内訳というのは示してもらえないんですか。

つまり、外部識者による評価をされるときに、おそらく中身をもうちょっと出してもらえないのかなと思われるのではないかなと思ったんですけれども。例えば業者の方へ内訳や何かは参考資料として出してもらえないかということは、お願いできないものなんですか。そうしないと、今まで内訳の業務としてあって、それとも、先ほどのように、これ、ちょっと当然移行するに従って、内訳は示されないというふうになってしまうんですか。

要は、例えば増加した場合は人件費が増加したからです、以上、終わりという形になってしまうんでしょうか。

○柳岡課長補佐 一番左側の市場化テスト以前は、個々に業務を契約していた場合でございまして、その右側以降は、各業務をまとめて一本化して入札を行った場合になります。警備業者の話によりますと、それぞれ1本の価格として入札に参加しているので、内訳はつくっていないというのが現状とのことでございます。

○石村専門委員 やっぱり今後、これはもうわからなくなってしまうというか、それは企業のノウハウだからという話になってしまうんですかね。

○小松専門委員 ちょっとよろしいですか。多分企業もノウハウじゃなくて、やっていないだけだと思うんですね。建築工事でも同じなんですけれども、やっぱり微妙に動いたりするので、一々それをお金に換算してというのはなかなかできないんです。もしとるとしたら、実働時間は記録があるはずなので、それで見えていくのが一番いいんだろうなと思います。

ですから、もし必要であれば、実働時間、出勤簿のようなものがあるはずなので、そこからデータを集計したものを出してもらって、それをもとにして内訳みたいなものを見ていくという分析の仕方をするのが一番合理的かなと思います。もし必要であれば、そういう作業ができるのではないかとは思いますが。

○石村専門委員 いや、受託事業者が、代表がアラコムさん、警備業務とか、あと点検業務とか、清掃業務はこの会社という形で書いてあるわけですね。

○柳岡課長補佐 はい。

○石村専門委員 つまり、その金額を集計すれば、要は、これははっきり言えば簡単に出来ますよね。

○小松専門委員 そこは企業秘密。



○石村専門委員 まあまあ、だから、集計するのが難しいのではなくて、出してもらうのは難しいんですかね。

○平山課長 お話のように、今後は、お願いベースで内訳を出してくださいという話をし、参考として内訳を把握するという必要かと感じます。

○石村専門委員 多分、これは自分が外部識者として評価してもらいたいと言われたら、アバウトにぼんと出されても、結局何で増加したんですかね、それは警備ですよ、ああ、そうですかという話は、それ以上できないというよりも、こういうのは細かい内訳を出してもらったほうが、ああ、なるほどという形で納得できるという部分があるので。

これは、先の話なんですけれども、一応努力はしてあげていただいたほうがいいのではないかと、ちょっとお願いします。

○平山課長 今後検討して参りたいと思います。

○石田専門委員 すみません、9ページの別紙2ですが、先ほどから市場化テスト導入前と比べて経費削減の効果が上がっているということですが、これは市場化テスト前の20年度、警備業務が19年度と21年度に比べると、かなり大幅にイレギュラーというか、40%ぐらい上がっていて、これに引っ張られて3カ年の平均が3,200万になっているためです。市場化テスト導入直前期は2,700万ですね。直前の単年度で比べると、市場化テスト導入後の経費は削減になっているように見えないんですけれども。

この20年度の警備業務が19年度、1,900万で21年度1,800万だったのに、この年だけ2,650万というのは、何かあったかわかりますか。市場化テスト導入後の経費と比較するのは、直前期3年平均にするというのは決まりがあるんですか。前3年のうち、どこか1年にイレギュラー値があったときに、3年平均にすると上がってしまうと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○前原係長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。この3カ年平均をとった理由といたしましては、前回といいますか、第1期目、現行プロセスのときと同じ期を比較対象とさせていただきます。おっしゃるとおり、20年度の警備業務の金額は他の年度と比べて高くなっておりませんが、特に仕様の変更等をしているわけではなく、あくまで入札の結果、業者の落札価格が結果的に高かったと、そういうことでございます。

それ以上の理由については、そこまで分析はしておりません。以上です。

○新田参事官 事務局から補足いたしますと、何らかの明確な突発要因がある場合は、それを除くという形で計算をしてもらいますけれども、特にそういうこともなく、一般的な市場の競争の中でこの価格になっているということであれば、それはそのまま平均するのかなというふうに考えているところでございます。

○古笛主査 よろしいでしょうかね。

それでは、時間となりましたので、湯島地方合同庁舎（財務局）の管理・運営業務の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するよう、お願いいたします。

本日はありがとうございました。

○平山課長 ありがとうございました。

(財務省退室・法務省入室)

○古笛主査 続きまして、法務省浦安総合センターの管理・運営業務の実施状況及び事業の評価(案)について、審議を行います。

最初に、実施状況について、法務省法務総合研究所総務企画部総務課、奥山課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○奥山課長補佐 法務省法務総合研究所でございます。法務総合研究所は通常法総研と略称されておりますので、これから法総研と呼んで説明させていただきます。

それでは、早速お手元の資料2法務省浦安総合センターの施設管理・運営業務における民間競争入札に係る包括的民間委託の実施状況についてと題する書面に基きまして、ご説明をさせていただきます。

まず1ページ目、1の事業の概要についてでございます。まず、そもそも我々法総研の所掌事務でございますけれども、ここにも触れられておりますとおり、調査・研究、具体的には犯罪白書といったような白書がご承知かと思われま。そういったものの発刊ですとか、それから、法務省の各組織の職員に対する研修などを所管しております。

今回ご審議いただく法務省浦安総合センターと申しますのは、こういった我々法総研で行う調査・研究ですとか、職員研修を実施する施設、建物でございます。この浦安総合センターの良好な執務環境を確保し、調査・研究ですとか、職員研修が適切かつ確実に実施されるように、警備業務ですとか、清掃、設備管理、こちら、1番目のところに書かれております、いろいろな全ての業務を1つにまとめまして、包括的に民間事業者へ委託するため、民間競争入札による市場化テストを実施しているところでございます。

本事業の委託業務の実施期間としましては、24年度から本年、28年度の5年間でございます。

2番目の受託事業者は、法務省浦安総合センター管理・運営業務共同企業体、代表者、アズビル株式会社ほか、記載のとおりの方々でございます。

3番目としまして、契約金額につきましては、税抜きで6億6,000万円でございます。

1ページ目、下ほど4番目、受託事業者決定の経緯でございます。法務省浦安総合センター管理・運営業務における民間競争入札実施要項に基きまして、入札参加業者、3者いらっしゃいました。こちら、3者から提出された企画書に基きまして総合評価を行い、評価点の最も高かった上記事業者が落札者となっております。

続きまして、2ページ目のほうをご覧くださいませでしょうか。Ⅱ、本事業の達成すべき質の達成状況及び評価についてでございます。算用数字で1、2、3とございます。ま

ず1番目、本事業の確保すべき公共サービスの質についてでございます。(1)のアとイに記載しておりますとおり、この受託事業者の管理・運營業務の内容につきまして、利用者の満足度に関するアンケートを実施しております。

具体的にはアとイのところでございますように、職員研修の関係ですと、研修員の方々ですとか、イのほうでは職員に対して、それぞれ記載のとおりスタッフの対応ですとか、警備員の対応、清掃作業や共用施設の整備などにつきましてアンケートを実施しております。それぞれ満足、ほぼ満足、普通の評価を研修員、職員、いずれも80%以上の利用者からその評価を得ることとしております。

続きまして、(2)迅速・的確な事務の遂行についてでございます。入退寮者の管理、教室等の使用状況等の把握を正確に行い、研修への支障を発生させないこととされております。

続いて、(3)安定したサービスの確保についてでございます。受託事業者は施設の維持管理の不備を原因とした停電や空調の停止など、それから断水等のトラブルを発生させないこととされております。

同じく2ページの中ほど、下、算用数字2番目以降に、今申し上げた項目につきましての具体的な実施状況の調査項目を挙げてございます。(1)から(5)までございます。引き続き、次の3の実績のところでも同じような記載がございますので、そちらのほうに説明を移らせていただきます。

2ページ、下ほど3番目の実績のところをご覧くださいませでしょうか。(1)の利用者の満足度に関するアンケートの集計結果でございます。これにつきましては、別紙として資料をつけさせていただいております。別紙の1から8までとなっております、先ほど申し上げました研修生、職員別に、さらには年度別に、24年度から8枚の資料をつけてございます。ご覧いただきますとお分かりになると思いますが、研修生アンケートのほうでは、全ての項目につきまして90%以上、それから職員アンケートでは、全ての項目で90%以上、先ほど申し上げました、満足か、ほぼ満足か、普通という評価を達成しております。

続きまして、2ページ、一番下、3の(2)の入退寮者の把握誤り、漏れにより研修へ支障を発生させた件数についてでございます。

引き続き3ページのほうをご覧くださいませると、基本的に受託業者のほうで日常的に適切な維持管理がなされております。基本的にこういったトラブルはないと把握をしております。

続きまして、3ページの(3)以下も同様でございます。施設の維持管理の不備を起因とした停電や空調の停止ですとか断水、それから、(4)、(5)に引き続き申し上げますと、信用失墜行為ですとか、緊急時の対応といった点につきまして、基本的にそういったトラブル、大きな不具合はなかったものと承知しておりますので、いずれもそういった不具合、トラブル、該当なしと記載させていただいております。

ちなみにこの浦安総合センター、外来者の数でございますけれども、(4)のアのところ

に記載しておりますとおりの件数でございます。

続きまして、3ページの中ほど、Ⅲ番目、実施経費の状況及び評価についてでございます。これにつきましても、別紙の9をつけてございます。委託している業務別、それから、この包括的民間委託の前の年度であります平成19年度の実績、それから、本事業の初年度であります——ちょっと記載はありませんけれども、24年度の実績、19年度と24年度の実績を比較した表でございます。市場化テストをしたことによって、一部経費が増えている部分がございますが、全体としましては、平成19年度、1億5,430万あまりに対しまして、平成24年度、1億3,200万円と、約2,230万円の削減が図られているという状況でございます。したがって、本事業につきましても、民間競争入札導入の効果があったものと評価できるのではないかと考えてございます。

続きまして、3ページ、下ほどⅣ番目、民間事業者からの提案による改善実施事項等についてでございます。1番目、2番目と挙げてございますけれども、まず1番目のほうでございます。浦安センターの事務の業務従事者の勤務時間につきまして、仕様書上は午前9時半から午後6時半までとなっておりますところ、受託事業者からの提案により、円滑な入退寮業務の実施ですとか、それから、法務省法総研内、いろいろな部局の研修もここで実施しているわけですが、そういった関係部局との対応ですとか、研修生との対応などに柔軟に対応したいという趣旨で、これを1時間早めまして、午前8時半から夕方6時半までという時間帯で実施していただいております。これによって、サービスのほうが向上して、研修員などの満足度にもつながっているのではないかなと考えているところでございます。

それから、3ページ、一番下ほどの2番目としまして、受託事業者におきまして、浦安総合センターの施設・設備の現状をデータベース化して管理をしていただいております。浦安総合センター、平成6、7年当時に建てられた建物で、もう20年以上経つ建物でございますが、東日本大震災の影響などもありまして、ところどころ不具合などが生じている状況にあります。そういった箇所を受託事業者のノウハウを生かしてデータベース化して、適切な修繕提案などもしていただくことによりまして、適切なそういった施設・設備の修繕なども実際にできている状況にあります。そういう意味では、国有財産管理的側面からも適正な施設・設備の維持管理に深く寄与しているのではないかと考えているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。Ⅴ番目の全体的な評価、それから、Ⅵ番目の今後の事業についてでございます。今申し上げました状況を総合的に判断しますと、我々、求めている確保すべき公共サービスの質というものにつきましては、全ての事項において確保されていると考えております。また、受託事業者が実施していただいている管理・運營業務に対する評価も良好でありますし、先ほど申し上げたとおり、経費の節減についても大きな成果が認められております。

それから、受託事業者の改善提案により、浦安総合センター全体の安全で快適な環境の

維持というものが図られているのではないかなというところで、評価に値するものであると考えております。したがって、今後もこの事業、継続の必要性があると考えているところでございます。

最後、以上を踏まえまして、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定めるところの新プロセスへ移行する基準を満たしており、良好な実施結果が得られておりますので、今後の事業に当たっては新プロセスへ移行することとしたいと考えているところでございます。ご説明は以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省よりご説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 総務省よりご説明を申し上げます。資料Bを用いましてご説明申し上げたいと思います。

まずⅠ.事業の概要等でございます。こちら、法務省よりご説明いただきましたとおりでありまして、割愛させていただければと思います。お手元の資料をご覧くださいと思います。

Ⅱの評価でございますけれども、こちらは今詳細にご説明いただきましたが、確保されるべき質の確保といたしまして、目標として研修員へのアンケート、職員の方へのアンケート、また、その入退寮者の管理等、そして施設の維持管理等につきまして質を設定してございますが、いずれも要件を満たしているという状況でございます。

また、民間事業者からの改善提案につきましても、従事職員の配置時間の工夫でありますとか、もしくは施設・設備の現状のデータベース化による適切な管理でありますとか、そういった民間事業者からの改善提案がなされているところでございます。

3の実施経費でございますけれども、市場化テスト前後を比較いたしますと、削減額としまして約2,230万円、削減率として14.5%の経費削減効果が認められているところでございます。

4の評価でございます。これまで申し上げましたとおり、事業実施に当たりまして、確保されるべき達成目標はいずれも達成しているものでございます。また、民間事業者のノウハウと創意工夫につきましても、データベース化でありますとか、発揮されている状況でございます。また、実施経費につきましても、14.5%の経費削減効果が認められております。

今後の方針でございますけれども、本事業は今期2期目となります。そして、事業全体の実施状況でございますけれども、①に記載のとおり、法令違反行為等もなかったこと、②に記載のとおり、法務本省において設置している外部有識者で構成している法務省契約監視会議において事業のチェックを受ける予定であること。以下、③、④、⑤と、競争性でありますとか、質の達成でありますとか、経費削減効果でありますとか、良好な結果が得られているところでございます。

以上から、法務省浦安総合センターの施設管理・運營業務につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしておりまして、法務省主張のとおり、今期をもって新プロセスへ移行することが適当であると考えます。以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び、事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○石田専門委員 この青い1枚紙もご用意いただいたものですね、そちら様で。

○奥山課長補佐 はい。

○石田専門委員 わかりました。それで、この平成20年度はこのほかにもあるんですか。

○奥山課長補佐 平成20年度はこの警備業務以外にもございます。

○石田専門委員 この平成20年度の契約状況というところ、このほかにもまだあるんですか。

○中野主任 そうですね。今ここに挙げさせていただいた業務は、文書が残っているものに関しまして、把握できる限りの契約情報を記載したものでございまして、それ以外の小額の小さい契約ですとか、そういった案件については資料の保存状況の関係で掲載することができませんでしたので、知り得る限りの情報を掲載させていただいたというところがございます。

○石田専門委員 わかりました。そうすると、今度、別紙の9というのを、市場化テスト実施前と、市場化テスト実施後の経費を比較されていらっしゃるんですけども、これは直前期ではなくて、1年前ですね、平成19年度ですね。

○奥山課長補佐 はい。

○石田専門委員 平成20年度、今わかっている数字だけを入れると、平成20年は、もっと安かったようです。しかし、19年度は3,900万ということで、市場化テストに入る前のトータルの金額が1億5,400万というのは、20年に比べると高かったのではないかと疑問を持つんですが、その辺は既に資料が散逸しているので分からないということですか。

○奥山課長補佐 申し訳ございません。想定されますのは、ちょうど今の本事業が第2期目でございまして、平成24年度からでございます。その前の第1期目というのが、21年度から、22、23年の3カ年でございまして、ちょうど平成20年当時はこういった市場化テストへの参加というものに向けていろいろと動いていた時期かなというのは想定されます。

そういったところで、ここは平成19年度の実績を載せてはいるんですけども、そういった事情を受けまして、平成20年度の契約については、削減に向けた取り組みの結果もあったから、多少こういう金額が落ちているのではないかなというふうには推測されるんですが、先ほど担当のほうからも申し上げましたとおり、今時点で確認できる資料の数字を挙げさせていただいている関係で、なかなかそこが精密な検証が今できていない状況にはございます。申し訳ございません。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

○石田専門委員 はい。

○古笛主査 それでは、時間となりましたので、法務省浦安総合センターの管理・運營業務の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○奥山課長補佐 ありがとうございます。

（法務省退室・（独）自動車技術総合機構入室）

○古笛主査 続きまして、自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東・中部・北陸信越検査部管内）の実施要項の変更（案）について、審議を行います。最初に、実施要項の変更（案）について、独立行政法人自動車技術総合機構企画部、中谷部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。

○中谷部長 中谷でございます。よろしく申し上げます。

それでは、内容について、まず資料3-1でご説明したいと思います。入札実施要項の見直しの関係になります。入札を2月26日に実施しまして、前回の要項で、うまくいかなかったという結果になっております。その理由でございますけれども、1.の（3）になりますが、いろいろある中で、一番大きいのが、期間が今回、最初5年ということで設定していたんですが、やはりその中で人件費とか、管理費等々の見積もり方が入札者にとってみると、どうしても高目に設定せざるを得ないという状況がございまして、インフレ傾向とかも加味してですね。一方で、私どもの積算は、昨年の単価で、それを5年であれば5倍して設定するという積み上げ方法をしておりますので、その部分が一番乖離する部分ということで、うまくいかなかった理由なのかなと思っております。

そういう結果を受けまして、じゃ、どうするのかということです。3-1の一番下に書いてありますが、【前回からの変更点】、この部分なんですけれども、結局設定する期間をやはりちょっと短くするというのが一番効果があるのではないかなと思っております。具体的には、まず関東検査部ですが、関東検査部の地域は5年間で設定していたのですが、これを2年半という形で期間を設定しようと思っております。

それから、中部検査部も5年で最初考えていたんですが、それを2年半と。あと、北陸信越につきましては、当初、トライアルということで2年にしていたんですけれども、これを1年半ということにしたいと思っております。ちょっと中途半端に半年分が設定されているんですけれども、この理由ですが、今年度、点検が上期と下期で設定されておまして、年2回やるという実施にしているんですけれども、上期分はもう既に実施、ちょうど半年ごとに点検をやりますよということにしておまして、その点検期間が、もう実施しないといけない事務所が出てきておまして。

そういう意味で、上期は個別に対応するということにしまして、今年の10月以後、下期から、下期を含めて、あとプラス2年間という、残りの期間ということ、そういう考え方で期間を設定したいなと思っております。そういう設定をして、次回の入札に対応したいなと思っております。

実際の入札要項の見直しの具体的な部分……。次に行ってよろしいですか。

○古笛主査 はい。

○中谷部長 資料3-2から順番に、資料3-2が関東検査部、資料3-3が中部、それから資料3-4が北陸信越の実施要項になります。

関東検査部を代表にして変更点をご説明したいと思っております。資料3-2の中で、今回期間を見直ししましたので、これに伴いまして、点検であれば点検の数だとか、校正であれば、校正の回数がこれに伴って変わってくるということになっております。

資料3-2の3ページ目になりますが、変更した箇所は黄色でマーカーした形にしております。3ページ目の(2)の定期点検のところ、年2回を、今年度は下期からやりますので、28年度につきましては年1回ということで、定期点検の数が変わっております。

それから、4ページになりますが、校正も、こちらも1年に1回校正をするということなんですけれども、今年度分はもう既に校正を済まさないといけない事務所が出てきますので、下期からということになりますと、この黄色いところで事務所が限定されてしまいまして、春日部、野田、土浦、佐野という、この4カ所が今年度については対象になるという形になります。

それから、(5)の重量計の定期検査につきましても、期間を見直して、今年度は下期からということで、対象事務所が限定されてしまいまして、神奈川、足立、湘南、習志野という形になっております。

あと、4ページの3.以降で、こちらが求める質の設定という箇所です。こちらも、対象時間が変わりますと、対象事務所も変更したということで、これの影響を受けまして、5ページ目になりますが、校正で求める必要な時間、重量計の定期検査は、これによって実際業務ができない、閉鎖時間について上限を求めているんですけれども、そこが黄色の部分、検査機器の校正につきましては、28年度分が変わってきております。

それから、重量計の定期検査につきましては、これは2年に1回ということもあるので、毎年、対象事務所が全然かわってきておりまして、29年度の時間、30年度の時間、あと28年度の時間も少し設定が変わってきているということになっております。

それから、細かいところですが、5ページ目の5.の委託期間が関東につきましては2年半にしたので、時期が変わってきていると。

あと、最後に7ページ目、入札スケジュールです。下期からということにしますので、それまでに入札を終わらせるという形で、9月までに入札を終わらせて、契約ということで、そのスケジュールが変わってきておりますという、そういう変更点を実施要項で行っております。



同じような箇所が、中部と北陸信越も同じように変更していると、そういう状況でございます。以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項の変更（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いします。

これ、基本的に期間を短くしたというだけですね。

○中谷部長 はい、そうですね。なかなか、いろいろ変更する部分というのが、もうあまりないものですから、期間を短くするというのが一番効果があると判断しましたので、そこを短くしたということです。

○古笛主査 期間を短くすれば、1者だけではなくて他者さんも参加してくれそうな見込みですか。

○中谷部長 今までもそうなんですけれども、いろいろな他者さんにもお声がけをしております、20者ぐらいしているんですけれども、またあわせて今回の変更点はその20者をお願いしようと、説明に行こうとは思っているんですけれども。ちょっと何とも、難しいかなと。やってみないとわからないところがあるのかなと思っております。

ただ、繰り返しになってしまいますけれども、そういう予測できない人件費の高騰だとかいうものには、短くすれば、かなりそこは不安定なところはなくせるのかなと思っておりますので、一定の効果があるのではないかなと思っております。

○古笛主査 ぜひ多数の方に参加していただけるように。

○中谷部長 ほんとうにそうですね。

○古笛主査 先生方、ございませんでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項、ございますでしょうか。

○事務局 特段ございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項の変更（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項の変更（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項の変更（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございます。

○中谷部長 どうもありがとうございました。

（（独）自動車技術総合機構退室）